

熊本市託麻商工会
プレミアム付き商品券

取扱マニュアル（取扱店舗用）



必ずお読み下さい

熊本市託麻商工会
託麻西南繁栄会・託麻北繁栄会

本マニュアルは、託麻プレミアム付き商品券（以下、「商品券」という。）の発行に際し、商品券の取扱及び換金手続について必要な事項を定めます。

1. 実施目的

新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少している管内事業者が事業継続を目的に、地域における消費喚起や生活支援を実施し、域内消費を促すことを目的とする。

2. 託麻プレミアム付き商品券の概要

(1) 発行する商品券の内容

- ①名 称 託麻プレミアム商品券
- ②発 行 者 熊本市託麻商工会・託麻西南繁栄会・託麻北繁栄会
- ③実 施 主 体 熊本市託麻商工会
- ④プレミアム率 30%
- ⑤販 売 価 格 10,000円/冊
- ⑥綴 り 構 成 額面総額13,000円（1,000円×13枚で1冊）
- ⑦購 入 対 象 者 熊本市内在住者
- ⑧購 入 限 度 1人あたり3冊まで
- ⑨購 入 期 間 令和2年11月18日～令和2年11月27日（引換券と交換）
午前9時から午後4時まで（ただし、土日、祝日を除く）
- ⑩購 入 場 所 熊本市託麻商工会（熊本市東区長嶺東7丁目9-8）
- ⑪利 用 期 間 令和2年11月18日～令和3年1月15日
- ⑫販 促 ツール のぼり、ポスター2枚、ポップ、取扱マニュアル、換金請求書
（のぼりのポールは各自ご用意下さい。）

(2) 商品券の利用対象にならないもの

- ①有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- ②たばこ事業法における製造たばこの購入
- ③事業活動に伴って使用する原材料、機械類及び仕入商品等の購入
- ④現金との換金、金融機関への預け入れ
- ⑤国や地方公共団体への支払い（税金等）、公共料金、金融商品、保険料の支払い
- ⑥参加事業所において商品券の利用を制限しているもの

3. 商品券の取扱いについて

商品券は、参加事業所での物品の販売又は役務の提供などの取引において使用できます。

- お客様が商品購入等の際、商品券を使用するときは、偽造券（カラーコピー等）でないかを確認のうえ、取り扱って下さい。商品券サンプルを参照ください。

【商品券サンプル（表面）】



- 購入後の返品、払い戻しはできません。
- 現金との引換、転売はできません。
- 商品券の利用による釣り銭は支払わないでください。
- 盗難・紛失、または偽造等に対し、発行者（熊本市託麻商工会）は一切責任を負いません。
- 参加事業所で、商品券を利用対象外となる商品などを定める場合は、予め利用者が確認できるよう、明示するようにしてください。
- 商品券の利用期間は、令和2年11月18日～令和3年1月15日までです。
- 利用期間終了後（令和3年1月15日以降）は、店内に掲示したのぼり、ポスター、ポップを必ず撤去して下さい。
- 利用期間を過ぎた商品券は無効ですので、受け取らないようにしてください。

4. 商品券の換金について

商品券の換金期間は以下のとおりです。換金期間を過ぎての換金は一切受付られません。

◆換金期間：令和2年1月18日から令和3年1月29日まで

◆受付日時：肥後銀行下記店舗の営業日

◆換金場所：肥後銀行の託麻管内の下記支店

(託麻支店、長嶺支店、下南部支店、三郎支店、小峯支店、託麻東支店)

○換金を行う際には、下記のことを必ずご持参ください。

①入金口座の通帳

②「託麻プレミアム付き商品券」換金依頼書

③使用済み商品券（すべての裏面に押印をお願いします。）

*使用済み商品券は、事務処理上、のり止めやホッチキス止めはせずに、すべて1枚ずつ離れた状態でお持ちください。

○換金手数料、振替手数料は不要です。

○受付枚数が50枚以下の場合は当日振替処理（入金）ができます。

○受付枚数が50枚超の場合は、一旦お預かりのうえ翌日「預かり書」と引換に口座への振替処理（入金）となります。（別添資料1）

○換金の口座振込を希望する場合は、換金依頼書に指定する口座情報を必ず記入してください。（他行への振込を希望される場合はご本人負担となります）

○使用済み商品券の裏面に事業所の記入がない場合は、換金手続きに応じられませんので、必ず記入・押印してください。

【商品券サンプル（裏面）】

<p>【ご使用にあたって】</p> <ol style="list-style-type: none">1.この商品券は「託麻プレミアム商品券」取扱店の商品・役務の支払いに使用できます。2.酒券・ビール券・プリペイドカード等の商品券、切手・印紙・官製はがき、税金・電気代などの公共料金等の支払い、出賃や借物の支払い、仕入等の事業資金には使用できません。3.この商品券は現金とお引換いたしません。また「お釣り」は出ません。4.この商品券に発行者印、番号のないものは無効です。5.この商品券の盗難、紛失等又は滅失等について、発行者はその責めを負いません。6.この「託麻プレミアム商品券」の発行の事業実施者は「熊本市託麻商工会」「託麻西南業栄会」「託麻北業栄会」の3団体です。7.ご使用にあたってご不明な点は、「熊本市託麻商工会」にご連絡下さい。	<p>有効期限：令和3年1月15日(金)まで</p> <p>取扱店</p> <p>印</p> <p>銀行受付印</p> <p>●熊本市託麻商工会 電話：096-380-0014 〒861-8038 熊本市東区長嶺東7丁目9-8</p>
---	--

使用済み商品券には、法人名・商号（屋号）（ゴム印でもかまいません）を記入し、押印してください。

◆換金に関するお問い合わせ

〒861-8038

熊本市東区長嶺東 7-9-8

熊本市託麻商工会

TEL：096-380-0014 FAX：096-380-0246

5. 登録参加事業所の責務等

参加事業所は次に掲げる事項について遵守してください。

- 商品券使用可能店舗であることが明確になるよう、託麻プレミアム付き商品券取扱店用のぼり、ポスター、ポップを利用者の分かりやすい場所に掲示してください。
- 商品券を受け取ったときは、再流失を防止するため商品券裏側に店舗名を記入または押印することとし、既に店舗名の記入・押印があるものには、受け取りを拒否してください。
- 使用される商品券について、偽造でないかの確認をしてください。偽造された商品券である場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、その事項を速やかに熊本市託麻商工会（TEL096-380-0014）へ報告してください。
- 本事業の遂行上知り得た情報は、本事業の目的以外に使用し、または第三者に提唱してはなりません。本事業が終了した後においても同様とします。
- プレミアム商品券事業の運営にご協力ください。

6. その他の留意事業

- 参加事業所の情報（店舗名）は「託麻プレミアム付き商品券取扱店舗一覧」として熊本市託麻商工会ホームページに掲載しています。
- 換金依頼書は、熊本市託麻商工会ホームページよりダウンロードが可能です。
- 託麻プレミアム付き商品券募集要項や本マニュアルの内容に反する行為が認められた場合は、参加事業所を取り消す場合があります。
- 本マニュアルに記載されていない事項や、定めのない事項については、熊本市託麻商工会でその都度協議し、対応を決定します。

◆商品券事業に関するお問い合わせ先

〒861-8038
熊本市東区长嶺東 7-9-8
熊本市託麻商工会
TEL : 096-380-0014 FAX : 096-380-0246

◆熊本市託麻商工会ホームページ

URL : <https://www.takumashokokai.com/>

HPはこちら

